

(要綱第 6 条関係)

## SDGs 推進事業補助金 審査要領

### 1. 目的

この要領は、SDGs 推進事業補助金交付要綱に基づいて行う申請内容の審査について、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 審査方法

申請団体から提出のあった SDGs 推進事業補助金交付申請書(様式第 1 号)について、いこま SDGs アクションネットワーク アドバイザー会議(以下「アドバイザー会議」という。)に属する各アドバイザーからの意見及び評価を参考として審査を行う。

なお、アドバイザー会議については、オンライン会議又は書面決議により開催することも可とする。ただし、アドバイザーが申請団体又は申請事業の連携団体の構成員である場合その他の利害関係があると認められる場合は、当該申請に関して意見を求めないこととする。

#### ① 審査項目

審査項目、評価基準及び配点等は、次の通りとする。

#### ■ 審査項目、評価基準及び配点(合計 100 点)

| 審査項目・評価基準 |      |                |                                          |
|-----------|------|----------------|------------------------------------------|
| 1         | 総合評価 | 基本的な考え方        | 企画や取組方針に公益性が認められ、当該補助金の趣旨に合致しているか        |
| 2         | 事業内容 | (1) SDGs達成への寄与 | 本市の地域課題の解決やまちの魅力向上に寄与し、SDGsの達成に資する企画であるか |
|           |      | (2) 分野横断       | 複数のSDGsにまたがり、分野間の相乗効果が期待できる企画であるか        |
|           |      | (3) 新規性・独自性    | 創意工夫がなされ、地域の状況や課題に即した独自の取組であるか           |
|           |      | (4) 自律性・継続性    | 事業実施後のビジョンまで明確であり、補助終了後も継続が期待できる企画であるか   |
|           |      | (5) 発展性        | 市民や他団体への波及効果が期待でき、事業実施後、様々な事業に広がる可能性があるか |
|           |      | (6) 市民の意識変容    | 広く市民が参加でき、参加者のSDGsに対する意識の変容を促す企画であるか     |
| 3         | 実施体制 | (1) 多様性        | 複数の主体が参画し、各連携主体の役割分担や連携内容が明確かつ妥当であるか     |
|           |      | (2) 連携による相乗効果  | 主体どうしが連携することで、より高い成果が期待できるか              |
| 4         | 事業費  | 経済性            | 経費の積算が妥当であり、費用対効果を考慮し、節減努力が見られるか         |

② 評価方法

別紙採点表に基づき、審査項目ごとに5段階で評価し、配点に応じて倍率をかけて100点満点により採点を行う。

③ 採択候補事業

採点の結果、60点を上回った申請を採択候補事業とする。優先順位は、合計点が高い事業を上位とする。

3. 審査結果

アドバイザー会議で聴取した各アドバイザーの意見は、個人を特定しない形で、交付又は不交付決定とともに申請団体へ通知するものとする。